

ホームページへのバナー掲載に関する規程

第1条(目的)

本規程は、一般社団法人宮崎県獣医師会(以下「本会」という。)の公式ホームページに掲載する企業・団体等バナー(以下「バナー」という。)に関し、掲載基準、手続、費用等を定めることにより、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条(掲載対象)

バナーの掲載対象は、本会の目的および活動に賛同し、動物医療の発展に寄与する企業・団体とする。

2. 次のいずれかに該当する場合は、掲載を認めない。

- (1) 法令に違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、思想的主張を目的とするもの
- (4) 虚偽、誇大な表現を含むもの
- (5) 本会の信用または品位を損なうおそれのあるもの
- (6) 第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (7) 反社会的勢力とつながりのある企業・団体等

第3条(バナーの規格)

バナーの規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ:横 310px以内 縦 50px以内
- (2) 形式:JPEG、PNG、GIF(静止画)

2 バナー画像は申込者が作成し、本会にデータを提出するものとする。

3 本会は、必要に応じて軽微な調整(容量・色味等)を行う場合がある。

第4条(掲載位置および期間)

バナーの掲載位置は、本会ホームページのトップページ下部または本会が指定する箇所とする。

2 掲載期間は、原則として1年間(4月1日～翌年3月31日)とする。

3 期間途中で掲載開始の場合も、年度末までを1期間とする。

4 期間満了の1か月前までに掲載を希望しない旨の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

第5条(掲載料)

掲載料は、年間100,000円(税込)／1枠とする。

2 本会が指定する期日までに掲載料を支払うものとする。

3 納入後の返金を行わない。

第6条(申込手続)

バナー掲載を希望する企業は、所定の申込書に必要事項を記入し、バナーデータを添えて本

会へ提出する。

- 2 本会は、提出された内容を審査し、掲載の可否を決定する。
- 3 掲載を承認した場合、本会は掲載開始日を通知する。

第7条(掲載の停止・削除)

本会は、掲載後であっても次のいずれかに該当すると判断した場合、バナーの掲載を停止または削除することができる。

- (1) 本規程に違反した場合
- (2) 掲載内容に虚偽が判明した場合
- (3) 社会的信用を著しく損なう事象が発生した場合
- (4) 本会の運営上、掲載継続が不相当と認められる場合

※掲載停止・削除に伴う返金を行わない。

第8条(免責事項)

バナーの内容に関する責任は、すべて申込者が負うものとする。

- 2 本会は、バナー掲載により生じた損害について、一切の責任を負わない。

第9条(その他)

本規程に定めのない事項については、本会が別途定める。

- 2 本規程は、理事会の議決により改定することができる。

附則

本規程は、令和8年3月12日より施行する。